

「健康権」保障の在り方の再検討 — 東アジア諸国における学校給食を手掛かりに —

小早川倫美* 黒木貴人** ARIUNJARGAL Lkhagva*** 張 磊****

Tomomi KOBAYAKAWA, Takahito KUROKI, ARIUNJARGAL Lkhagva, Lei ZHANG
Reconsideration of "Right to Health" Guarantee :
Focusing on School Lunch System in East Asian Countries

ABSTRACT

本稿は「健康権」保障のあり方を再検討することを目的として、日本・中国・モンゴル・ロシア連邦の東アジア諸国における学校給食制度を対象として考察を行うものである。

学校給食制度をめぐる各国の状況は、次の通りである。日本においては、戦後より教育的意義を有する学校給食を実施しており、近年では「食育」の実施が目指されている。中国では、国全体の健康状態を改善する必要性から「健康権」を保障するための取り組みの一つとして学校給食が位置づけられており、近年は教育的意義を有する学校給食に移行しつつある。また、モンゴルでは学校での軽食の提供によるさまざまな教育的な効果から、学校給食の本格的な実施が目指されている。モンゴル同様にロシア連邦においても学校での食事を提供するプログラムが実施されており、学校だけではなく学校以外の場所で学習している子どもも対象とされていることや、教育分野と他分野の連携によって学校での食事を提供しようとしている。

各国の学校給食制度の動向からは、国民の健康状態を改善することを目指して学校給食を実施してはいるが、「健康」の捉え方や学校給食の位置づけは異なる状況となっている。学校給食は健康に生きるための栄養状態の維持だけではなく、ウェルビーイングの実現の両立を企図する機能を持つものである。このような学校給食は、教育において「健康権」を保障していくための重要な役割を担うものでもあり、学校教育という場に限定されない保障のあり方を考えていくことが必要である。

これから子どもの権利を保障するための教育を志向していくためには、「教育を受ける権利」と「健康に生きる権利」の両立をどのように捉えていくのかを検討する必要があるといえる。

【キーワード：健康権、学校給食、教育を受ける権利】

1. 課題設定

学校は子どもの学力を育成する場所であるとともに、子ども一人一人の発達を保障する重要な場所である。すなわち、学校教育は学力の育成のみならず、人間として成長・発達していくための機能も有しているといえる。子どもの発達を支える学校教育は、現在の子どものにとってどのような機能を果たしているのだろうか。

2020年初頭に発生した新型コロナウイルス感染症(以下、COVID-19)では、学校も休校や閉鎖を余儀なくされた。学校教育が機能不全に陥ったことによって、教育機能のみならず、学校教育が担っていたあらゆる機能から子どもが締め出されるという状況に直面した。こうした状況下において学校教育の保障のあり方が議論されているが、コロナ禍での大きな問題は学校教育が奪われたことだけであろうか。学校生活のはく奪によって、子どもの虐待や居場所の問題など、コロナ禍以前より社会問題化していた貧困から派生するさまざまな問題が顕在化し

てきたことこそ、大きな問題であろう。これらは、子どもの「教育を受ける権利」を行使するための諸権利(人権)が奪われたことを意味するものである。さらに、人間の栄養・健康を維持するための学校給食が子どもたちの生活から奪われたことは、子どもの生命・安全にかかわる重大な問題であるといえる。

では、学校給食は、学校教育の中でどのような機能を果たしているのだろうか。日本の学校給食は学校教育の一環として行われているものであり、食を通じた人間形成を行っている点が世界的にも注目されている。日本の学校給食を参考にして諸外国でも学校給食が実施されているが、それらはどのような意義や機能を持つものなのだろうか。詳しくは後述するが、本稿でとりあげた4か国はいずれも栄養状態の維持という目的は果たしているが、学校給食を子どもたちが生きていく社会とのかかわりにつなげることができていない様子が看取される。このような学校給食について、コロナ禍での学校給食のはく奪による子どもの危機という問題から、改めて「健康

* 島根大学学術研究院教育学系

** 福山平成大学福祉健康学部こども学科

*** Mongolian National University of Education

**** 大連大学教育学院

権」という側面から問い直してみたい。そもそも「健康権」は、「到達可能な最高水準の権利」とされ、心身が健康な状態であることのみならず、生涯発達の観点からも個々人のウェルビーイングを保障する重要な人権である。

以上のような関心に基づく先行研究については、教育学分野では学校給食に関する蓄積が多くはない。学校給食に関しては、社会福祉分野からのアプローチが主であり、学校給食の意義や位置づけをめぐる変遷について明らかにされている。また、他国との比較から、教育的意義を持つ学校給食としての特徴をもつ日本の学校給食が取り上げられている。近年では、「食育」推進の観点から導入された栄養教諭の創設から、栄養教諭の養成・研修、適正配置等、「食育」をいかにして普及・推進していくのかという点から、その実態と課題について言及されている。

「健康権」をめぐっては医療分野からのアプローチが盛んである。教育分野においては、医療・福祉分野等の専門職養成の観点から、「健康権」をどのように盛り込んでいくのか、また「健康権」を踏まえた専門職養成を行うのかについて分析されている。

学校給食、「健康権」のいずれについても教育学分野からの研究は多くはなく、学校教育全体の中でどのように捉えていくのかという点については積極的な議論がなされてきたとは言い難い。「健康」と「教育」は距離があるように思えるが、「健康」であることは「教育」を行い、その成果を効果的に発揮するためにも有効なものであり、それらの相乗効果によって人生を豊かにする機能を担うものでもある。これまで関連づけて語られることが多くはなかった両者の関連性について問い直すことは、「教育」の可能性を拡げることだけでなく、個々の人権を保障し、社会とのかかわりという点からの権利保障について、新たな展開を導くことになるのではないだろうか。

そこで、本稿では、東アジア諸国4か国における学校給食を手掛かりとして、その理念・位置づけを確認する。その際、「健康」という概念がどのように捉えられているのか、また「健康権」保障の実態について把握し、そこに潜む学校給食にみる「健康権」保障の課題について検討する。

(小早川倫美)

2. 「健康権」保障の国際的位置づけ

人間の生命・生存にかかわる重要な権利である「健康」は、1948年に発足した世界保健機構(以下、WHO)によるWHO憲章において「単に疾病や虚弱が存在しないということではなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態である」と定義されている。「健康」という概念は、身体の機能や心身に異常をきたしていない状態であると一般的に捉えられており、心身の状態の維持・向上は個人が担うべきとされていた。しかしながら、心身が完全に良好であるか否かは個人の責任のみに委ねられることではない。WHO憲章に示された「完全に良好な状態」とは、「環境への適応がうまくいっていることを含めて、生活全体が満足すべき状況にある」¹ことを意味している。その上で、「健康」とは「人間らしく生きるために必要不可

欠な条件」²であり、「到達可能な最高水準」の権利とされている。つまり、「到達可能な最高水準」の権利は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」とする「健康権」という概念が示されたのである。

「健康権」は、1966年に第21回国連総会が採択し、1976年に発行した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」第12条において、「この規約の締約国は、すべての者が到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を有することを認める」ことを以て、締約国に対して法的拘束力を持つものとして定義されるようになる。「社会権規約」第12条は、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」および「選択議定書」が国際人権規約として総称され、世界的にも基本的かつ包括的な人権規約として条約化されたことと大きな関係をもっている。特に、「社会権規約」における「健康権」は、WHO憲章に記載された「到達可能な最高水準」の権利に加えて、「到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利」とされ、具体的な実現に向けた法整備等が締約国に課されている点が注目される³。ただし、締約国に課されている措置等は漸進的に導入・実施していくこととされているものではある。このような「健康権」については、国家が保障するために有効に機能していただくだけではなく、個人の権利を保障しうるものとなるにはWHO憲章および「社会権規約」、締約国による法整備を一体的に捉えていくことが不可欠である⁴。

1978年に開催された第1回プライマリ・ヘルス・ケアに関する国際会議において「アルマ・アタ宣言」が採択され、WHO憲章ならびに「社会権規約」に規定されている「健康」の位置づけを再確認し、健康格差を縮小するための2000年までの戦略目標が提示された。1990年代には、2000年までの戦略自体を達成することが困難であるとの認識から、「健康」に付随するさまざまな諸問題を解決する方向性が転換されることとなる。その後、「健康権」は、2000年の国連社会規約委員会による一般的意見第14号「到達可能な最高水準の健康に関する権利」において具体的な実現に向けた課題等が明示され、「教育をはじめとした健康を決定する基本的・社会的要因を包括した権利」⁵とされている。さらに、2002年には国際人権委員会において、「健康権」に関する特別報告官の任命が決議される等、「健康権」保障に関する取り組みは継続されている。

上記のような国際的動向を踏まえると、「健康権」が個人の責任の範疇のみならず、個々人が有する権利であるとともに、基本的な人権としての「健康」が保障されることが必要であると考えられる。

(小早川倫美)

3. 「健康権」保障と学校給食にかかわる国際的動向 (1) 日本

日本における食の提供とその保障は、社会福祉分野において重要な役割が担われてきた。

日本の学校給食の萌芽は、1889年に山形県西田川群鶴岡張の大督寺境内に「貧民子弟を教育するの目的」のため、地元住職を中心に設立された私立忠愛小学校での給食の提供であるとされる⁶。同時期の日本では、他の地方においても同様の取り組みがなされており、それらの取り組みは貧困児童の救済を目的とするものであった。1920年代には市町村単位での学校給食が開始され、この時期に学校給食は全国的な普及がみられるようになる。その背景は、当時の学齢児童の健康状態を改善すること、さらには健康状態を理由とする就学困難を阻止することから、「就学奨励」の一環として実施されたためである⁷。学制発布以降の明治国家の大きな目的は、国民皆学を啓蒙の側面から果たそうとしており、学校給食以外にも当時はさまざまな就学督促の措置が各地方でとられていた。こうした「就学奨励」は、学業のみならず生活に至るまでの補助を施すことを中心に実施されており、福祉的な側面が強いものであったことがうかがえる。「就学奨励」の一環として開始された学校給食は、第二次世界大戦後に学校給食として位置づけられることとなる。

戦後の日本では、戦後復興と貧民子弟の栄養状態の改善に向けて学校給食が開始される。1946年頃より学校給食の方針についてGHQおよび日本政府による検討が行われ、1946年12月に文部省(当時)・厚生省(当時)・農林省(当時)の三省次通達「学校給食実施の普及奨励について」が出され、学校給食の教育的効果も示された⁸。こうした流れを受けて、1947年1月より、LARA(アジア救済公認団体)やGHQの支援を受ける形で戦後の学校給食が実施され、1948年には文部省(当時)より各自治体の教育長に対して学校給食は教育事業であること、そして学校給食の意義を教職員だけではなく保護者にも徹底することが通知された⁹。こうして開始された学校給食は、1954年に「学校給食法」として制定され、1956年には義務教育諸学校を対象とすること、さらには栄養に関する専門的な事項をつかさどる職員として栄養士の規定が追加されて実施されることとなる。学校給食は、児童生徒の発達にかかわる重要な役割を果たすものであると位置づけられており、学校給食や食に関する指導の普及および推進をおこなっていくことが学校には求められている(学校給食法第1条)。

学校給食の具体的な内容は、学校給食法第2条に示されている。学校給食の目標は、①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、②日常生活における望ましい食習慣を養うこと、③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、④生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養う、⑤食にかかわる人々の活動への理解を深め、勤労を重んずる態度を養う、⑥国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと、と規定されている(学校給食法第2条)。学校給食では、毎日の給食を通じた児童生徒の健康の増進とその発達について日常生活での正しい食習慣を育てることや食にかかわる理解を

促し、食を通じた社会性や協同性の育成が目指されている。近年では、学校給食を食育として実施していくために2004年に教育職員免許法を改正して栄養教諭を新たに設置、2005年には食育基本法を制定、2008年には学校給食法ならびに学校教育法を改正し、学習指導要領上においても食育の推進を明記した上での実施・推進が行われている。「食育」の推進にあたっては、健康で文化的な生活を営むこととその社会実現に寄与することを目的としており(食育基本法第1条)、日本国憲法第25条の生存権が反映された内容であることが特徴的である。日本においては「健康権」にかかわる直接的な法規定はないものの、国際人権規約A規約に批准していることから、同規約における「健康権」保障には法的拘束力があると捉えられる。この点からも、「食育」において生存権が反映されたことは、国民の「健康権」を保障していく機能の一つとして学校給食が位置づけられたともいえるだろう。

日本の学校給食は、戦前の貧困児童の救済を目的として、民間の事業によって実施されてきた。戦後には、戦後復興の一環から子どもの栄養状態を改善することを主目的とした学校給食として実施された。戦後に新たに位置づけられた学校給食は栄養状態を改善することのみならず、食に関する知識を養うこと、さらには給食を通じた人間形成といった教育的要素を含むものであった。つまり、学校給食は学校における教育活動の一環として実施されており、子どもの発達保障を担う重要な位置づけがなされていることは特筆すべき点であろう。こうして、理念上は教育活動の一環としての位置づけと機能を担っている一方、教育保障さらには「健康権」保障という観点から日本の学校給食を見た場合には、次のような課題も残る。

日本の学校給食の実施は学校に対して求められているだけであり、必ず実施しなければならないわけではないため、給食を実施していない自治体も存在する。それは、「学校給食法」が奨励法として位置づけられているためである。法的には奨励法という位置づけになってはいるが、学校給食の実施や普及にあたって公的な役割を担っていくことが学校や自治体には課されており¹⁰、条件整備を行う上では重要な役割ともいえる。そもそも、日本における「教育を受ける権利」は日本国憲法第11条、第13条、第25条とも関連付けられているものであり、基本的人権の一つである。すなわち、学習権は生存権と同様に保障される権利であり、子どもの発達にかかわる事項は学習権とも捉えられる。しかしながら、学校給食は各家庭からの学校給食費によって支えられており、教育の一環として実施しているにもかかわらず私的な負担を強いているという側面がある。学習指導要領において教育活動の一環として実施していくのであれば、学校給食の実際の運用を自治体や学校、家庭に委ねるのではなく、公的な保障のあり方を含めて再検討する必要性を指摘できる。

以上のような点から、学校給食を公的に保障していくことが条件整備を行う上でも不可欠であることを示しているととともに、「健康権」という観点からみた場合の学

校給食の位置づけを再検討していく必要がある。

(小早川倫美)

(2) 中国

中国で学校給食を実施することは子どもの「健康権」と「教育権」を保障するために重要な意義がある。学校給食が本格的に実施された2001年から現在の2021年までに20年が経過したが、その実施によって中国の都市部・農村部の子どもの栄養・健康状況の改善および、教育機会の平等の促進に貢献した一方、数多くの課題が挙げられている。本項は中国における学校給食を実施した当時の理念を再確認した上で、学校給食を通してどのように子どもの「健康権」、さらに「教育権」を保障するべきかを検討したい。

中国の学校給食の実施理念を再検討する際、その国際的な背景を見る必要がある。

1966年に国連総会で採択された国際人権規約の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」によって、中国政府は人間が生まれながら有する人権の基本として健康権(第12条1項)および教育権(第13条1項)などを条約化した。中国政府は当時の国内の実情に応じてすぐには社会権規約を批准していないが、その後の1978年にWHOとユニセフが採択した「アルマ・アタ宣言」を受け入れ、宣言で掲げられた「2000年までにすべての人に健康を」の目標を実現するために、当時、発展途上国であった中国はWHOの協力の要求を受け入れ、1979年に国内で「世界保健機関(WHO)初級衛生保健センター」が設置された。1980年代から衛生部(日本の厚生労働省に相当する)主導で貧困の農村部から都市部までの初級医療衛生体制を確立し、ようやく国民の健康を国が保障する国内措置を整えようとした。

「アルマ・アタ宣言」が採択されたと同時に、1978年に中国政府は改革開放経済政策を実施し、社会全体の経済、医療、教育などの各社会分野を急激に発展させることになった。こうした状況の中、全国的な範囲での初級医療衛生体制の確立によって国民の健康は一定程度保障することができた一方、改革開放経済政策によって都市部の経済は急速に発展したことに伴い、都市部と農村部の経済格差は拡大した。この経済的な格差は、都市部と農村部の健康や教育状況に深く影響を及ぼした。特に、1980年代後半では都市部の生活水準が高くなるとともに、子どもの食生活の乱れや肥満傾向等が年々拡大し、特に栄養素の過剰摂取による栄養バランス不良が突出した問題となった。

このような状況の中で、1990年に中国政府は国内で見られる健康の問題を解決すること、且つ「アルマ・アタ宣言」に掲げられた「2000年までにすべての人に健康を」を実現するために国内のアクションプラン「2000年予防保健戦略目標」を制定した。その中では、国民の健康を保障するために、義務教育段階の小中学校を対象として「学校給食の実践」を明確にした。このアクションプランによって、中国は国民、特に子どもの健康権を保障するために学校給食を実施することは有効な手段の一つとして位置

づけたといえる。さらに、中国政府は国内の社会・経済状況に応じて1997年10月に前文で掲げた国際人権規約の「社会権規約」に署名し、2001年3月に批准、そして同年6月に発効したことによって締約国となった。これで中国政府は公式に国民の健康や教育などの権利を保障する責務を負うこととなった。その中で、中国政府は国際社会における「健康権」を個人自らが守ることよりもむしろ国が保障すべき責務と捉え、積極的に国民の健康を守ろうとし、その一環として学校給食を開始することになった。実施方法としては各地域の異なる社会状況に基づき、全国一斉ではなく部分的に学校給食を開始する方式を採用した。

以上の流れを踏まえ、国民・子どもの健康を保障するために、中国政府は国内の経済状況に応じて学校給食を都市部と農村部に分け、段階的に実施する政策を採用した。

まず2001年に国家経済貿易委員会、教育部および衛生部主導で「学校給食の推進に関する指導意見」(以下「指導意見」)が示され、経済力がある都市部から学校給食を実施した。主な内容としては、①学校給食の推進を国による教育事業の一部として位置付ける、②地域間の実情に応じた学校給食を発展させる、③品質を最優先とする原則に基づき、食品・食材加工業者の認定と管理を行う、④衛生管理を厳格にし、食品の安全を保障する、⑤「科教興国」(科学技術と教育による国家振興)方針を徹底するため、経営管理、人材の育成、組織の研究、情報サービスなどの役割を専門家に委ねる、との5点が掲げられた。「指導意見」で注目されたのは、「国家による教育事業」として明確に位置づけていることである。これにより、学校教育の中で健康権を保障する認識があると考えられる。

次に都市部の学校給食が実施された10年後の2011年に、農村部の学校給食法令の「農村義務教育段階の児童生徒栄養改善計画」(以下「栄養計画」)を制定した。この「栄養計画」の特徴は都市部の政策と異なり、政府は年間総額160億元(約2400億円)の給食費を最も貧困である中西部22の省の699県における約2600万人の児童生徒を対象として投入することとした。学校給食の実施に関する内容は主に、①国は支援対象になる地域の児童生徒に対し、毎日1人につき3元を支給する、②国の支援外の地域は状況に応じて奨励補助金を支給する、③食事環境改善と食堂の建設、施設・設備を整える、④学校給食の実施に民間、福祉団体などの社会団体の協力を要請する、⑤学校給食の実施行政機関、民間など福祉団体の協力を要請する、と規定された。この「栄養計画」は、都市部と農村部の間にみられる子どもの栄養状況の格差を是正し、「すべての人に健康を」に到達できる第一歩であると考えられる。

都市部の学校給食実施率は国レベルでの統計的な調査は行われていないが、国の経済援助で学校給食が実施された農村部では、国の統計により2021年4月時点で約3,700万の児童生徒に学校給食を提供することができ、全国の義務教育段階児童生徒の約四分の一を占めていることが明らかとなっている。国連世界食糧計画(国連WFP)

は世界169か国の学校給食の分析によって、現時点における中国で学校給食が提供されている児童生徒数は、インド(1.14億人)、ブラジル(4,700万人)、アメリカ(4,500万人)に次いで世界4位になった¹¹。

中国政府は国民の健康を保障するために漸進的に国内の措置を取ってきた。特に健康の問題について世界中で改めて考えさせられた今日において、2021年8月2日、中国は教育部、国家発展改革委、財政部、国家衛生健康委と市場監督総局の五部門は連携で「教育部等の五部門における新時代の学校衛生と健康教育の強化と改進に関する意見(教育部等五部門关于全面加强和改进新时代学校卫生与健康教育工作的意见)」を公布した。この意見は2035年に中国が「教育強国」と「健康中国」になるための新しい健康アクションプランである。その中で学校給食については、「児童生徒に栄養バランスの良い食事を提供する」ことを明記し、食育教育等に関して規定された。この意見によって中国政府には、国民の健康を保障するための措置において学校を中心に学校給食によって子どもの健康を保障することが、今後の一つの有効な方法として期待される。

以上のように、中国の子どもの健康・教育状況は学校給食の実施によってある程度改善することができた。しかしながら、2019年末からのCOVID-19の拡散によって中国全ての教育機関が停止し、オンライン授業に切り替わったことで子どもは学校に通うことができなくなり、給食の提供が停止することもやむを得なかった。このような状況に対して中国政府は今後も「アルマ・アタ宣言」の「健康権」を保障するのであれば、引き続き全ての子どもに学校給食を提供しつつ、これから求められる新たな「健康権」に対しても社会状況に応じた対応をする必要があるといえよう。

(張磊)

(3) モンゴル

モンゴルは1961年に国連に第101番の国として加盟以降、国連の11の機関がモンゴルで活動を行っている。その一つであるWHOは、1962年4月18日からモンゴルで活動を行っている。

モンゴルにおける健康については、モンゴル国憲法16条6では「国民は健康を保護される、病院のサービスを受ける権利がある」、健康法¹²の3条3.1.1では「『健康』とは人は病気や病弱が無く、身体と精神、社会活動等で順調である状態」と定めている。

モンゴルでは2000年以降の経済成長¹³に関連して各分野において様々な政策が実施され、教育分野についても同様であった。2004年に行われた国会選挙においてモンゴル人民革命党(当時)が勝利し、政権を獲得した2004年からさまざまな分野で新しい政策が次々と打ち出された。その一つは、モンゴル人民革命党(当時)のマニフェスト¹⁴に掲載されていた「学校軽食」であった。モンゴル人民革命党のマニフェスト1の社会政策、雇用、生活保障には、次のような記載がある。

教育の質向上、スタンダードを国際基準に合わせる、創造的思考力を有する専門者を育成するためにアクセス可能で質の良いサービスを提供する目的を実現する。

1年生の子どもに軽食時間を設け、その費用を国家負担とする。

上記のマニフェストの通り、2006年10月にモンゴル議会2006年規定第66、政府2006年規定第194に基づき、教育文化科学大臣、健康大臣によって2006年第379/341学校軽食プログラム¹⁵が発布された。こうしてモンゴルでは、学校で子どもに食事を提供することが開始された。当時は学校での食事の無償による提供は、日本や先進国の学校で提供する「給食」¹⁶ではなく「軽食」¹⁷であった。本プログラムの内容は以下の通りであった。

1. 一般原則
2. 学校での軽食提供
3. 軽食の品物、その要件
4. 軽食メニュー作成要件
5. 契約者選出の条件
6. 軽食プログラム実施監査、報告

プログラムでは、軽食の提供や製造、業者や評価から構成されていた。プログラム実施は当時の与党による政治運動で始まったものであるが、規定内容からは子どもの健康を重要視したプログラムとなっていることがわかる。

本プログラムは、2005-2006年度:1~2年生、2006-2007年度:1~4年生、2007-2008年度からは1~5年生を対象として、その実施範囲を広げた。また、国家が負担する一人当たりの費用については、プログラム開始時は300トグリグであったが、提供する食事の質に応じて値上げが行われ、2008年:400トグリグ、2013年からは600トグリグにまで上昇した。また、プログラム実施に関する調査を行い、その規定内容も改善された¹⁸。国家監査局¹⁹による「“軽食”プログラム実施に関する2007-2008年、2010-2011年調査」では、プログラムの実施が首都郊外および地方の低所得家庭には有効な支援であったことが明らかになっている。

プログラム実施に関連して、次のような課題も明らかになっている。モンゴル健康省と国連が2017年に行った「モンゴル国人口食事栄養国家第5調査」では、成人、学童、幼児の過体重や肥満が直近10年間に劇的に増加傾向にあり、過体重の6~11歳の子どもの17.6%は地方、23.9%が首都にいたことが明らかになっている。また、さまざまな調査において、学校で提供している食事の質や実施に関する問題点が挙げられている。例えば、学校での食中毒の発生、提供している食事の栄養バランスが基準以下であること、食事の量や種類が少なく、衛生状態が良好ではない場所での調理といった多数の問題が報告されている。

上記のような課題から、政府は軽食プログラムを強化し、学校で提供する食事の質を改善し、子どもの健康を守り、知識豊かな人間を育てること、学習意欲の向上、発達状況に応じた栄養バランスの良い食事を与える必要があるとした²⁰。そのため、健康な国民を育成するためには学校で提供している軽食をさらに強化し、給食にする必要があるとした。子どもは1日の3分の1を学校で過ごしているため、1日で摂取しなければならぬ栄養の15-20%を学校での食事を通して与えることは、子どもの身体づくりには重要である²¹。さらに、幼少期より健康的な食事を与え、健康で礼儀正しい国民を育てることは国家の将来に大きな意味を持つこと²²、また、給食を通して子どもに栄養や健康に関する知識を身につけることも重要であると指摘している。

「学校軽食」プログラムの環境を改善し、範囲を拡大させるために国家議会では、2019年に「学校給食製造、サービスに関する法律」²³を決定し、2020年9月1日から施行した。本法の発布に伴い、「学校給食製造、サービスを促進する国家プログラム」²⁴を政府が決定し、実行させるよう指示した。新設された法律は、軽食プログラムの内容を踏まえられている。本法律の用語説明において「学校給食製造、サービス」とは、学校で学んでいる児童や学校寮で生活している子どもに健康で栄養バランスがとれた安全・安心な食事を学校から提供する活動を指すとしている。本法律は2020年9月1日から施行され、2021年度は1-5年生のみが対象であったが、2023年度までには1-12年生の全生徒を対象として施行されることになっている。「学校給食製造、サービスに関する法律」の法律の目的は、以下の通りである。

児童生徒の知能や体力を養うこと、正しい食習慣を身につけることを目的とした学校給食製造、サービス制度、管理、参加者の権利、義務、責任、監査を行い、活動を支援することである。

本法律では、学校での食事を通して栄養を与え、子どもの健康状況を支援しようとしていることがわかる。本事業の運営から予算・監査等に至るまで国が関与した上での実施を目指していることから、国が国民の健康づくりに力を入れていることが指摘できよう。

モンゴルは世界の国々と比較すると、遅れた形で学校給食に関する政策を打ち出した。軽食からスタートした施策の法整備が行われ、ようやく学校給食制度の本格的な開始が近づいている。また、学校給食は、憲法で規定されている「健康は保護される」という権利を保障し、健康な国民育成に近づける一つの手段であると認識されているといえよう。しかし、学校給食は本格的に実施されていないため、内容について評価等は今後の取り組みを注視する必要がある。

(ARIUNJARGAL Lkhagva)

(4) ロシア

ロシア連邦憲法では、「医療を受ける権利」として次の

ように健康権保障にかかる規定がなされている。

誰しもが健康保護と医療支援にかかる権利を有する。国家及び自治体の保健施設における医療は、関係予算、保険料、及びその他の収入により、これを無償で市民に提供する。(ロシア連邦憲法第41条1)

その上で、ロシア連邦における「健康」の具体的な概念は、連邦法「市民の健康保護の基本について」(以下、連邦健康保護法)に次のように規定されている。すなわち「病気や器官的・人体構造的機能の不調がなく、人々が身体的・心理的及び社会的に平穏である状態」(連邦健康保護法第2条1)であることとされる。この規定は、先述のWHO憲章の定義とはほぼ同義であるといえよう。連邦中央及び連邦構成主体は、各種の公衆衛生政策や医療の提供など、人々の心身の健康を保持するための取り組みをしていくことが義務付けられている(連邦健康保護法第2条2)。

学校給食に関わる具体的な法制は、連邦法「ロシア連邦における教育について」(以下、連邦教育法)の中に規定される。まず、学習者の権利として生命と健康の保持や状況に応じて食料物資の保障を求めることが認められており(連邦教育法第34条)、教育機関には学習者の健康保護・増進に関わり給食を提供するための条件整備が求められている(連邦教育法第28条)。より具体的に給食に関わる規定もなされており、学習者への給食は教育機関の権限のもとに組織されること(連邦教育法第37条1)、加えて授業の時間割は食事をするために十分な時間を確保することも求められている(連邦教育法第37条2)。そして後に詳述するように、2020年9月からは小学1~4年の児童に対し少なくとも1日1回は温かな食事を提供することが義務付けられた。これは「温かい食事プロジェクト」と呼ばれる。

より細かな学校給食に関する規定は、2008年に施行された給食に関する衛生学的・感染症学的規定(正式名称は、ロシア連邦国家衛生医師長決議「普通教育機関及び初等・中等職業教育機関における給食に関する衛生学的・感染症学的規定」)に定められている。ここでは、教育機関に対し児童生徒への食事を提供することが規定されており、メニューは1~4年生、5~11年生に分けて栄養面などを考慮し作成することとされている。そして、各教育機関は概ね2週間の献立をホームページ等で公表することが求められている。さらに、調理室の広さや調理方法、扱う食器、衛生管理方法、朝食・昼食で扱われるべき料理等、細かな要求が為されている。

以上のような連邦の法規および各地方の規定に従い、各教育機関は給食に関する基準を作成することになっている。例えば、モスクワより数百キロ南方に位置する中等普通教育学校の給食に関する規定を見てみると、同学校における給食の目的が示された上で、給食を提供するための具体的な手続きや規程、さらには約10日間分の献立について示されている²⁵。連邦教育法の規定に基づき、小学校1~4年生についてはすべての子どもに対して無償で食事が提供される。さらに、障害を有する子どもに

については1日2回無償で食事を提供することになっている(連邦教育法第79条に基づく措置)。さらに同学校で特徴的なのは、障害の程度によって自宅で学習する子どもに対しても、無償で食事を提供することになっている。どのような形で食事が提供されるかは現時点でフォローし切れていないが、学校という場所に限定することなく健康を保障するための食事提供の仕組みを整えていることは注目されるべき点であろう。

次に、学校給食に関わり注目すべき直近の動向について整理する。それは、先に触れた「温かい食事プロジェクト」である。

2020年1月、プーチン大統領は連邦議会における年頭の教書演説において、同年9月からロシア全土の小学1～4年生に対し、無償で温かい食事を提供することを提案した。この提案は、ソ連崩壊後のロシア連邦の人口動態を概観した上で、今後持続的な人口成長を果すためには子育て世帯の経済的負担の大きさを軽減すること、特に貧困家庭に対する支援を手厚くし、格差を是正することが重要であるとの認識から為された。

近年のマスコミ等の報道や社会的な議論を見てみると、学校給食をめぐる調理室等の設備の老朽化、非衛生的な環境が指摘されていた。加えて、提供される食事も栄養が偏っていたり、冷えていたり、必ずしも子どもにとって良くない状況が散見されたという。無償で提供するための財源は連邦中央及び連邦構成主体、地方で担うとし、報道によれば2020年は約260億ルーブル必要になるとのことである²⁶。実施できるところから段階的に実施し、2023年までには全土で実施できるように進めることも言及した。

この教書演説を踏まえ、同年3月には連邦教育法や連邦食品安全法が改正され、小学1～4年生に対して無償で温かな食事を提供することを教育機関に対して義務付けた。

連邦教育省のホームページを見ると、「児童生徒に対する温かな食事(Горячее питание для школьников)」の特設ページが開設されており、肝いりで推進されている様子が分かる²⁷。政策動向のみならず、学校での実施状況や児童生徒および保護者の満足度等、様々な情報が日々更新されている。

以上、ロシア連邦における学校給食を簡単に概観してきた。連邦教育法において学習者に対し給食の保障を求める権利を認め、教育機関に対しても給食を提供するための条件整備を義務付けていること、加えて連邦食品安全法や給食に関する衛生的・感染症学的規定など、関連法規を整備していることは、連邦健康保護法に規定される健康を実現するための最低限の制度基盤を形作っているものと捉えることができる。しかし、法の要求通りに現実になっているわけではなく、長らく学校給食をめぐる劣悪な環境が批判されていた。そのような状況下で、本年1月にプーチンが「温かい給食」プロジェクトを打ち出し、9月から肝いりの政策として推進されている。各種報道を見る限り、ロシア国民は同プロジェクトに対して一定の評価をしているようである。その意味において



図1 「温かい食事プロジェクト」に関するパンフレット
【出典】 https://edu.gov.ru/activity/main_activities/general_edu/hot_meals
(最終アクセス:2021年9月28日)

は、健康権保障を一層進めるものとして期待したい。

一方で、2023年までに全ての小学1～4年生へ無償で温かい給食を提供するという計画が、順調に進むかどうかは不透明であり、今後の動向を注視する必要がある。当然ながら、地方間の財政的基盤には差がある。それを是正するために連邦中央が予算を捻出するとのことだが、連邦中央と地方がどのようなバランスで給食にかかる財政負担をしているのかは、よりミクロな視点から検証していく必要がある。

また、同プロジェクトは子どもの教育的観点というよりも、国家の経済的政策という側面が強く、必ずしも日本のような食育の要素が求められているわけではない。その意味でも、真に子どものためになり得るものになるかどうかは、さらに多様な面から検証していく必要があるように思われる。

(黒木貴人)

4. 結語

本稿では日本・中国・モンゴル・ロシアの4か国を対象とし、「健康権」保障の観点から学校給食の位置づけやその背景、諸動向について考察を行ってきた。各国の状況については、以下のように示すことできる。

日本においては、戦前の貧民救済を目的とした民間による慈善事業を経て、戦後には子どもの栄養・健康状態の改善ならびに、給食を通じた人間形成を行う教育的意義を伴う学校給食として制度化された。学校給食は、1954年の「学校給食法」の制定によって学校給食を実施・普及していくことが学校や自治体の役割として課され、今日に至るまでの学校給食として実施されている。さらに、2005年の「食育基本法」の施行後、食育という観点から生きる力を育てていくこと、食育を推進するための教職員として栄養教諭制度の創設が行われた。食育は、健康で文化的な生活を営むこととその社会実現に寄与することを目的としており(食育基本法第1条)、日本国憲法第25条の生存権が明示された内容であるといえよう。具体的には、2008年の学習指導要領改訂によって給食の時間のみ

ならず、平素の教育活動においても食に関する指導を計画的に実施していくこととなり、教育活動の一環としての要素がより強化された形となっている。このように、日本における学校給食は、個々人の健康状態を保障することにとどまらず、食を通じた人格形成を行うことを主眼としており、そのための活動を学校教育活動に盛り込んでいる点が特徴的である。しかしながら、学校給食の実施は各自自治体に委ねられており、実際に学校給食を実施していない自治体も存在している。また、学校給食に要する費用は各家庭からの支出とされており、近年社会問題化している給食費未納も大きな課題である。日本では学校給食にかかわる法制度は整備されている一方、「健康権」を保障するような学校給食として機能しているのか否かは疑問が残るところである。

一方、中国では、国際的な規約等への批准が学校給食の背景としてみられる。改革開放政策後の中国は都市部での経済状況は改善に向かう一方、子どもの栄養・健康状態の悪化が社会問題化し、国全体の健康状態を改善する必要性が問われた。その後、WHOに加盟し、1990年には「アルマ・アタ宣言」を採択後、「アルマ・アタ宣言」に規定されている「到達可能な最高水準の健康」を達成することが国としての大きな目標とされた。さらに、1997年には「国際人権規約」における「社会権規約」に批准するに至った。国際的な規約等への批准を踏まえ、中国では「アルマ・アタ宣言」における「到達可能な最高水準の健康」を維持していくこと、つまりは「健康権」を保障するための取り組みの一つとして学校給食が位置づけられ、実施されている。中国の学校給食は、都市部・農村部それぞれの経済状況に応じて段階的に実施されており、国内の健康格差を是正することを大きな目的として中央主導で行われてきた。現在、中国国内の子どもの健康格差は改善されつつあり、学校給食の実施・普及が大きな役割を果たしてきたといえる。このような変遷を経た中国の学校給食は、「健康権」保障を基盤とした実施が特徴的であり、学校給食の目的・内容に関しては日本と同様に、栄養・健康状況の改善を目的としたものから教育的意義を有する学校給食に移行しつつあるといえる。

モンゴルでは民主化以降、さまざまな政策が実施される中で2004年より政権を運営した人民革命党(当時)は社会保障政策をマニフェストの一つとして掲げ、教育の質向上に向けて子どもに軽食を提供することが提案された。このマニフェストを踏まえて、2006年に「学校軽食プログラム」が発表され、学校で子どもに食事を提供することとなった。ただし、同プログラムでの提供は一食分に相当する食事(給食)ではなく、軽食の提供となっている。同プログラム実施の背景には、モンゴル全体の栄養・健康状態が芳しくないこと、さらには教育の質向上が大きな目的としてあった。近年では、国内全体の健康状況を改善することを目的とした諸施策が推進されており、「学校軽食プログラム」は「学校給食」としての実施が目指されている。

モンゴル同様にロシアにおいても、学校で食事を提供

していこうとする動きがみられる。ロシアでは、WHO憲章を反映してロシア連邦健康保護法第2条1において、健康に対する連邦中央ならびに連邦構成主体による取り組みが義務付けられている。連邦健康保護法を踏まえて、ロシア連邦教育法において学校給食にかかわる直接的な規定がなされている。具体的には、学習者の権利として「健康」にかかわる保障が認められており、教育機関は学習者の「健康」を保障するための条件整備を担う役割が明示されている。学校給食は2020年9月より、小学1~4年生に対して1日1回は食事を提供する「児童生徒に対する温かい食事」プログラムとして中央主導で実施されている。これは、貧困家庭への支援をはじめとした格差是正を目的としたものであり、健康状態の改善から教育状況の改善を図ろうとするモンゴルと同様の姿勢がうかがえる。ロシアでは、さまざまな格差を是正しようとする社会保障分野からの強い後押しもみられるとともに、教育分野と他分野の連携によって実施されている点が特徴的であろう。

以上のように、4か国の学校給食をめぐる動向から、学校給食の視点から、「健康権」保障のあり方について検討してみたい。

第一に、本稿で対象とした4か国においては、国民の健康状態を改善することを目的の一つとして学校給食を実施してはいるものの、「健康」の捉え方については異なる様相となっている。国際的な「健康権」は個々人が健康であるだけにとどまらず、社会全体を含めた基本的な人権の一つとして定義されている。つまり、「健康権」はただ単に健康な身体でいることのみならず、健康であることは個々人が社会の中で生きていくこと、人生を充実させるウェルビーイングの実現を目指すことである。このような点から考えると、人権としての「健康」をウェルビーイングの視点からどのように保障していくのが重要となる。「健康」を社会全体に通ずるものとして捉え、教育分野だけではなく、他分野との連携等によって保障していこうとすることが必須となろう。本稿でとりあげたモンゴルやロシアの取り組みは、こうした理念を直接的な背景とはしていないが、国全体または社会の問題として取り組んでいこうとする姿勢がうかがえる。

第二に、学校給食をどのような位置づけで実施しているのか、という点である。日本では学校給食の実施当初より教育的意義づけを伴っており、近年では「食育」の推進によって教育課程上においても法的にも拘束力を持つものになっている。同様に中国では、健康状況の改善だけではなく教育的意義を意識した内容も検討されている。また、モンゴルやロシアでは両国の国内事情を踏まえた上での学校給食の実施となっている。現在の学校給食に関しては、ロシア以外の3か国は学校を主体として学校給食を提供しているが、ロシアでは、学校という場で学習を行っていない子どもに対しても食事の提供を保障していくことが自治体や学校には求められている。これは、学校以外の場所で学習を行っている子どもにも学校給食を保障していこうとするものであり、取り残される子ど

もを限りなく少なくする取り組みであるといえよう。

学校給食は健康に生きるための栄養状態の維持だけではなく、人生を豊かにするためのウェルビーイングの実現の両立を企図する機能を持つものであるといえる。もちろん、学校で過ごす時間はそれぞれ異なるが、学校が人間の生活の一部として機能している以上、教育だけではなく食事の提供を含めた生活にかかわる保障を行っていくこと、すなわち「健康」にかかわる保障も不可欠である。このことは、日本の学校給食が教育的機能を持つものであり、「教育」と「健康」を両立できるものとして国際的に注目されていることにも通じる点であろう。つまり、学校給食は教育において「健康権」を保障していくための重要な役割を担うものでもあり、学校教育という場に限らず、その保障がなされていくことが必要である。加えて、「健康権」保障は、非常時のコロナ禍だけではなく、平時においても保障されることが求められる。

現在、学校給食に限らず、学校教育制度は「学校」という場を主体且つ固定して実施されており、学校を主体として教育は行われている。故に、学校教育が機能しなくなったコロナ禍では学校給食の提供が困難となり、困難を抱える家庭の子どもたちはますます厳しい状況に陥ってしまったのである。つまり、場を固定した支援の場合、その場から漏れてしまうケースが生じてしまうことは、現行制度の限界性をあらわしているともいえる。国際的にも教育のあらゆる機会から取り残される子どもの存在が着目される中、子どもの権利を保障するための教育を志向するならば、「教育を受ける権利」と「健康に生きる権利」の両立をどのように捉えていくのかを検討すべきであろう。このような保障のあり方は、現在日本で子どもの貧困対策として推進されている「プラットフォームとしての学校」や多職種連携によって多様な教育課題に対応しようとする「チーム学校」のように、学校を教育としての場だけでなく、さまざまな課題を抱える子どもの権利を保障していく場として捉えられていることにも共通する事項であるといえるだろう。

本稿では学校給食を手掛かりとした「健康権」保障について考察を進めたが、学校給食に限らず、「教育権」と「健康権」を一体的に捉え直す制度のあり方について、引き続き検討していきたい。

(小早川倫美)

【註】

- 1 S.スピッカー・H.エンゲルハート,石渡隆司監訳(1992)『新しい医療観を求めて』時空出版、27頁。
- 2 高瀬淳(2014)「国際社会における『健康権』概念の発展」『教育制度学研究』第21号、日本教育制度学会、121頁。
- 3 高瀬淳・住岡敏弘(2013)「『健康権』を保障する看護・福祉教育制度の意義と課題」日本教育制度学会編『現代教育制度改革への提言 下巻』東信堂、205頁。
- 4 高瀬・住岡(2013)、205頁。
- 5 高瀬(2014)、123頁。
- 6 藤原辰史(2018)『給食の歴史』岩波書店、31頁。
- 7 藤原(2018)、30-31頁。
- 8 田中延子(2014)「日本の学校給食」第2回中国学生栄養改善と学校給食交流会発表資料。
- 9 田中(2014)。
- 10 新村洋史編著(1983)『食と人間形成—教育としての学校給食—』青木書店、219頁。
- 11 中国疾病予防抑制センター(CDC)ホームページ「持続可能な学生栄養改善、共同で国の未来を支える(持续推进学生营养改善,共同托起祖国未来)」〈http://www.chinanutri.cn/yyjkzxp/yyjkkpzx/jwjwx/202107/t20210705_231833.html〉(最終アクセス:2021年9月3日)
- 12 現行法律は2011年5月5日に決定された法律であり、健康に関しては1998年5月7日に決定された法律である。モンゴル語:Монгол улсын хууль эрүүл мэндийн тухай
- 13 在モンゴル日本大使館(2008)「数字でみるモンゴル経済」〈<https://www.mn.embjapan.go.jp/news/Mongolian%20Economy.pdf>〉(最終アクセス:2021年9月27日)
- 14 国会選挙局「2004年モンゴル人民革命党マニフェスト」〈<http://gec.gov.mn/uploads/Content/2004-2.pdf>〉(最終アクセス:2021年9月27日)
- 15 モンゴル語:БСШУ, ЭМ-ийн сайдын 2006 оны 379/341 дүгээр тушаалын нэгдүгээр хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн “үдийн цай” хөгөлбөрийг хэрэгжүүлэхэд мөрдөх журам”
- 16 モンゴル語:Үдийн хоол
- 17 モンゴル語:Үдийн цай
- 18 “Монгол улсын боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайд, эрүүл мэндийн сайдын хамтарсан тушаал” тушаалд нэмэлт, өөрчлөлт оруулах тухай. 2007.09.27, Дугаар 336/247 Хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн –Үдийн цай- хөгөлбөрийг хэрэгжүүлэхэд мөрдөх журам-д оруулсан нэмэлт, өөрчлөлт”- 〈<https://www.legalinfo.mn/annex/details/5169?lawid=8474>〉(最終アクセス:2021年9月27日)
- 19 国家監査局「2007年度学校軽食実施監査に関する報告」〈<http://www.audit.gov.mn/files/report/performance/2008/2008-PA-02-UdiinTsai.pdf>〉(最終アクセス:

- 2021年9月27日)
- ²⁰ 「政府2020年第207規定付録学校給食製造、サービスを推進する国家プログラム一般原則(Засгийн газрын 2020 оны 207 дугаар тогтоолын хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн хоол үйлдвэрлэл, үйлчилгээг дэмжих үндэсний хөтөлбөр”)」
- ²¹ モンゴル国議会議事録「2019年4月11日学校給食製造、サービスに関する法律協議—国家議員Oパーソンフー演説」〈<http://parliament.mn/n/3tco>〉(最終アクセス:2020年12月15日)
- ²² モンゴル国議会議事録「2019年4月11日学校給食製造、サービスに関する法律協議—議員Mオюнチメグ演説」〈<http://parliament.mn/n/3tco>〉(最終アクセス):2020年12月15日)
- ²³ Монгол улсын хууль Ерөнхий боловсролын сургуулийн хоол үйлдвэрлэл, үйлчилгээний тухай 2019.05.30
- ²⁴ 「政府2020年第207規定付録学校給食製造、サービスを推進する国家プログラム(Засгийн газрын 2020 оны 207 дугаар тогтоолын хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн хоол үйлдвэрлэл, үйлчилгээг дэмжих үндэсний хөтөлбөр”)」本プログラムは2020-2025年間に実行するよう規定されている。
- ²⁵ МКОУ "Лев-Толстовская СОШ": Организация питания учащихся в школе 〈<https://lt-school.edusite.ru/p134aal.html>〉(最終アクセス:2020年12月24日)
- ²⁶ РИА Новости: Закон о бесплатном горячем питании для младшеклассников вступил в силу 〈<https://ria.ru/20200501/1570845819.html>〉(最終アクセス:2020年12月24日)
- ²⁷ Министерство просвещения Российской Федерации: Горячее питание для школьников 〈https://edu.gov.ru/activity/main_activities/general_edu/hot_meals〉(最終アクセス:2021年9月

20日)

【参考文献】

- 新村洋史編著(1983)『食と人間形成—教育としての学校給食—』青木書店。
- 傅惠祥(1989)「初級衛生保健の発展に関する研究(初級衛生保健发展纵横谈)」『中国農村衛生事業管理』第10期、20-24頁。
- S.スピッカー・H.エンゲルハート著/石渡隆司監訳(1992)『新しい医療観を求めて』時空出版。
- 高田晴恵(2002)「健康権と平等原則:WHOにおける健康権の動向を中心に(一)」『琉球大学』(67)、琉球大学法文学部、57-108頁。
- 高田晴恵(2003)「健康権と平等原則:WHOにおける健康権の動向を中心に(2・完)」『琉球大学』(70)、琉球大学法文学部、77-116頁。
- 龔向和(2005)「『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』において教育を受ける権利を中国で実現すること—中国国民の教育を受ける権利に関する立法(「经济、社会和文化权利国际公约」中受教育权在中国的实现—兼论中国公民受教育权的立法保障)」『湖南大学学报(社会科学版)』第19卷第4期、108-112頁。
- 棟居(椎野)徳子(2006)「国際人権法における健康権の履行:その現状と課題」『社会環境研究』第11号、金沢大学大学院社会環境科学研究科、101-110頁。
- 在モンゴル日本大使館(2008)「数字でみるモンゴル経済」〈<https://www.mn.embjapan.go.jp/news/Mongolian%20Economy.pdf>〉(最終アクセス:2020年12月25日)
- 高瀬淳・住岡敏弘(2013)「『健康権』を保障する看護・福祉教育制度の意義と課題」日本教育制度学会編『現代教育制度改革への提言 下巻』東信堂、198-213頁。
- 高瀬淳(2014)「国際社会における『健康権』概念の発展」『教育制度学研究』第21号、日本教育制度学会、120-124頁。
- 田中延子(2014)「日本の学校給食」第2回中国学生栄養改善と学校給食交流会発表資料。
- 藤原辰史(2018)『給食の歴史』岩波書店。
- 小早川倫美・黒木貴人・ARIUNJARGAL Lkhagva・張磊(2020)「学校給食における『健康権』保障の現状と課題」西日本教育行政学会第42回大会発表資料。
- 黒木貴人・小早川倫美・ARIUNJARGAL Lkhagva・張磊(2020)「東アジア諸国における『教育を受ける権利』保障のための法制度の比較」『広島文化学園短期大学紀要』53巻、広島文化学園短期大学、29-41頁。
- 中国疾病予防抑制センター(CDC)ホームページ「持続可能な学生の栄養改善、共同で国の未来を支える(持续推进学生营养改善,共同托起祖国未来)」〈http://www.chinanutri.cn/yyjkzxpt/yyjkkpzx/jwjwx/202107/t20210705_231833.html〉(最終アクセス:2021年9月3日)
- 中華人民共和国教育部ホームページ「教育部等の五部門における新時代の学校衛生と健康教育の強化と改進に関する意見(教育部等五部门关于全面加强和改进新时代学校卫生与健康教育工作的意见)」〈http://www.moe.gov.cn/srcsite/A17/moe_943/

moe_946/202108/t20210824_553917.html) (最終アクセス: 2021年9月18日)

教育文化科学大臣・健康大臣2006年第379/341学校軽食プログラム(БСПУ, ЭМ-ийн сайдын 2006 оны 379/341 дүгээр тушаалын нэгдүгээр хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн “үдийн цай” хөтөлбөрийг хэрэгжүүлэхэд мөрдөх журам”)

“Монгол улсын боловсрол, соёл, шинжлэх ухааны сайд, эрүүл мэндийн сайдын хамтарсан тушаал” тушаалд нэмэлт, өөрчлөлт оруулах тухай. 2007.09.27, Дугаар 336/247 Хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн – Үдийн цай- хөтөлбөрийг хэрэгжүүлэхэд мөрдөх журам-д оруулсан нэмэлт, өөрчлөлт”

(<https://www.legalinfo.mn/annex/details/5169?lawid=8474>) (最終アクセス: 2020年12月25日)

国家監査局監査報告「2006-2007年度学校軽食実施監査に関する報告」(<http://www.audit.gov.mn/files/report/performance/2008/2008-PA-02-UdiinTsai.pdf>) (最終アクセス: 2020年12月25日)

モンゴル国議会議事録「2019年4月11日モンゴル法律学校給食製造、サービスについて協議—議員Mオюнチメグ、Oバーサンフー演説」

(<http://parliament.mn/n/3tco>) (最終アクセス: 2020年12月25日)

モンゴル国法律 学校給食製造・サービスについて2019.05.30 (Монгол улсын хууль Ерөнхий боловсролын сургуулийн хоол үйлчилгээний тухай)

政府2020年第207規定付録 学校給食製造・サービスを推進する国家プログラム(Засгийн газрын 2020 оны 207 дугаар тогтоолын хавсралт “Ерөнхий боловсролын сургуулийн хоол үйлдвэрлэл, үйлчилгээг дэмжих үндэсний хөтөлбөр”)

Федеральный закон "Об основах охраны здоровья граждан в Российской Федерации" от 21.11.2011 N 323-ФЗ

Федеральный закон "Об образовании в Российской Федерации" от 29.12.2012 N 273-ФЗ

Федеральный закон "О качестве и безопасности пищевых продуктов" от 02.01.2000 N 29-ФЗ

Постановление Главного государственного санитарного врача РФ от 27.10.2020 N 32 "Об утверждении санитарно-эпидемиологических правил и норм СанПиН 2.3/2.4.3590-20 "Санитарно-эпидемиологические требования к организации общественного питания населения" (вместе с "СанПиН 2.3/2.4.3590-20. Санитарно-эпидемиологические правила и нормы...") (Зарегистрировано в Минюсте России 11.11.2020 N 60833)

Постановление Главного государственного санитарного врача Российской Федерации от 23 июля 2008 № 45 «Об утверждении

Санитарно-эпидемиологических правил и нормативов СанПиН 2.4.5.2409-08 «Санитарно-эпидемиологические требования к организации питания обучающихся в общеобразовательных учреждениях, учреждениях начального и среднего профессионального образования».